

【結果公表】

弥富市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果については、以下のとおりです。

案件名	弥富市子ども・子育て支援事業計画（素案）		
募集期間	平成26年11月4日（火）～平成26年12月1日（月）		
担当課	民生部 児童課		
募集結果の概要	弥富市子ども・子育て支援計画（素案）に対する意見を募集した結果、1人（団体）から5件の意見が提出されました。		
意見提出数	持参	1人	5件
	郵送	0人	0件
	ファクシミリ	0人	0件
	電子メール	0人	0件
	合計	1人	5件

提出された意見と市の考え方

NO	意見・提言の内容	市の考え方
1	計画P4 図表4 平成17年、22年、23年の率が3カ所合計100%になっていないので調整すべき。 平成12年、17年の人口が3カ所合計と合っていないので調整すべき。	平成22年の人口数値に誤りがありましたので、関係数値を訂正するとともにお詫び申し上げます。 平成12年、17年、22年の人口は、国勢調査における年齢不詳の数値が含まれており、内訳の合計と相違します。 平成23年以降の人口は、住民基本台帳の数値であり、四捨五入の関係で100%になっていない数値は調整いたします。 また、ご意見を踏まえ、誤解を招かないような表現に修正・追記いたします。
2	計画P6 図表6 一般世帯数※の平成12、17、22年の数値がP4の図表4と合わないので、「※不詳を含む」ではなく、「※不詳を含まない」ではないか。	P4、図表4の「世帯数」は、施設（学生寮・病院・社会施設など）の入所・入院者を含めた総世帯数であり、P6、図表6の「一般世帯数」は、施設の入所・入院者を除いた世帯数となっていますので、図表6の欄外に解説を追記いたします。 また、一般世帯数の内訳として、世帯の類型に不詳の世帯が含まれていることから、「※不詳を含む」と表記しています。

3	<p>計画 P 7 図表 7 図表 6 と同様にすべき。</p>	<p>上記 2 を参照。</p>
4	<p>計画 P 2 7 3 計画の施策体系 5 労働者の職業生活と～ の中に、貧困家庭における、子育て・教育支援の文言を入れるべき。 施策の 6 番目として障がい児（身体障がい、知的障がい、精神障がい）及び両親のいずれかが障害者である場合の子育て支援施策を入れるべきではないか。 福祉課の「弥富市障がい者計画、第 4 期弥富市障がい福祉計画」と整合性を保つため。</p>	<p>子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものとなっており、本計画もその考え方に従ったものです。 ご意見の貧困家庭に対する支援については、県が策定する「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画」を踏まえつつ取り組むべき課題であることから、施策体系の「4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携」の中に、本市としての考え方を記載していきます。 また、障がい児及びその家族への支援については、「弥富市障がい者計画、第 4 期弥富市障がい福祉計画」に基づき施策を推進することになりますが、子ども・子育て支援と障がい児支援は緊密な連携が求められることから、ご指摘を踏まえて、本計画においても追記を検討していきます。</p>
5	<p>計画 P 4 1 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に「子ども会」、「子ども会連絡協議会」に関する事項を記載すべき。 5 労働者の職業生活と～ の中に、貧困家庭における教育の偏差をなくする取り組みについて言及すべき。 6 番目としての具体策を記載すべき。</p>	<p>本計画は、乳幼児期の教育・保育と子育て支援、放課後児童対策を中心とする内容となっています。 なお、子ども会は、児童の健全育成を趣旨とするものであることから、本計画とは別に、その活動に対する支援に努めていきます。 また、貧困家庭における教育の偏差をなくする取り組みについては、具体策の検討には至っていませんが、県が策定する「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画」を踏まえつつ、市としての取り組みを検討、追記していきます。</p>

意見募集時の公表資料

弥富市子ども・子育て支援事業計画（素案）

閲覧場所及び問合せ先

民生部児童課 電話 0 5 6 7 - 6 5 - 1 1 1 1 （内線 1 5 2 ~ 1 5 4）